

東海第二発電所 劣化状況評価（電気・計装品の絶縁特性低下）の補足説明資料に対するコメント

平成30年3月8日

No	面談資料	面談日	機器	ページ	コメント
1	TKK 補-III -5 改 5	3/1	電動弁用 駆動部	121	本文は、設計基準事故を模擬する試験を実施し、これが重大事故を包含する条件であることを確認しているとの内容となっている。一方で、図 1.1 では、放射線照射（事故時）の説明として「重大事故等時の放射線照射」とあり、主に重大事故等時を考慮した試験であるように読み取れる。さらに、b. 試験条件では、「試験条件は、・・・設計基準事故、重大事故等時を想定した条件を包絡している」とあり、両者は同格の扱いとなっている。文章全体として、説明の論旨を確認し、必要に応じ修正すること。
2	TKK 補-III -5 改 5	3/1	電動弁用 駆動部	122	表 1.1 の放射線照射（通常時）に記載の通常運転期間相当の線量約 21kGy の根拠を説明すること。
3	TKK 補-III -5 改 5	3/1	電動弁用 駆動部	122	表 1.1 の事故時雰囲気曝露に記載の東海第二における重大事故等時の最高温度 123℃、最高圧力 0.31MPa の根拠を説明すること。
4	TKK 補-III -5 改 5	3/1	電動弁用 駆動部	125	表 2.1 の事故時雰囲気曝露に記載の東海第二における設計基準事故時の最高温度 100℃の根拠を説明すること。
5	TKK 補-III -5 改 5	3/1	電動弁用 駆動部	124	電動弁モータ（原子炉格納容器外）の評価において、供試体として用いた 38 年間使用した電動弁交流モータについて、使用されていた環境条件が評価対象機器の環境条件と同等であること及びその根拠を説明すること。
6	TKK 補-III -5 改 5	3/1	電動弁用 駆動部	124	図 2.1 の試験手順において、通常運転時相当の放射線照射を考慮しなくてよいことの根拠を説明すること。
7	TKK 補-III -5 改 5	3/1	電動弁用 駆動部	126, 138	「有機材料の一般的な放射線量のしきい値よりも低いことから」との記載があるが、何のしきい値であるのか説明すること。また、「有機材料の一般的な」とあるが、添付-8 では、「ポリエステル放射線量しきい値に対して・・・十分低い」とあり、有機材料の一般的な特性を用いた説明ではない。両者の記載の整合性について説明すること。
8	TKK 補-III -5 改 5	3/1	電動弁用 駆動部	138	添付-8 で引用している EPRI 文書においては、ポリエステル樹脂のしきい値は 10 の 5 乗から 7.9×10 の 7 乗とされているが、最大値の 7.9×10 の 7 乗のみ引用することの妥当性について説明すること。
9	TKK 補-III -5 改 5	3/1	電動弁用 駆動部	134 等	絶対温度の表記を正しく記載すること。